

# NPO 法人立川市体育協会運営規程内規(表彰関連)

NPO 法人立川市体育協会表彰 1～5 は原則として NPO 法人立川市体育協会本部並びに加盟団体等からの推薦に基づき理事会の議を経て市民大会開会式において賞状と記念品(盾)を贈呈する。また、6 については、原則として加盟団体、学校等からの推薦に基づき理事会の議を経て閉会式において賞状と記念品(図書券)を贈呈する。

## 1. 特別功労賞

本会の（会長を 2 年以上、副会長・会計・監査を 4 年以上、理事を 15 年以上）を勤続して退任した者

## 2. 功労賞

本会の（理事 4 年以上、評議員 6 年以上、加盟団体長 4 年以上、加盟団体の役員 10 年以上を勤続して退任した者並びに長期にわたり本会の活動に功績のある者

## 3. 優秀選手賞

全国大会またはこれに準ずる大会で優秀な成績を修めた個人及び団体とその監督(指導者)

## 4. 特別優秀選手賞

オリンピック、世界大会等へ日本代表として出場される個人に対しその功績を称える

## 5. 社会体育優良団体賞

本会の加盟団体傘下のグループであって、5 年以上にわたってスポーツ活動の普及、組織化に努力し、市民の生活・文化の向上に寄与した団体。各団体 1 グループ以内とする。

## 6. 優良選手賞

小・中学生で公的機関が主催または後援する東京都大会その他これに類する大会に準ずる位置づけの大会で特に優良な成績(入賞)を修めた個人及び団体とその指導者を表彰することができる。

## 市町村体育協会連合会 特別功労賞

市町村体育協会連合会の（会長を 2 年以上、副会長を 4 年以上、理事長を 4 年以上、監査及び会計を 6 年以上、理事を 6 年以上、評議員を 8 年以上）を勤続して退任した者

## 市町村体育協会連合会 功労賞

該当年齢 4 5 歳以上で過去に東京都体育協会表彰、東京都教育委員会表彰並びに都知事表彰などを受賞したものは除き、各市町村体育協会の発展強化並びにスポーツの普及奨励のため特に顕著な者のうち、毎年各市町村体育協会から推薦された者 1 名

## 東京都体育協会スポーツ功労賞

1. 各区市町村の体育協会並びに競技団体においてスポーツの振興に尽力し、功績顕著な者
2. 引き続き10年以上の活動歴を有し、現在も活躍中の者で、表彰年現在、満50歳以上の者
3. 過去におけるスポーツに関する功績により、東京都、東京都教育委員会、または国の表彰を受けた者は除く

なお、東京都体育協会創立50周年及び60周年記念特別表彰を受けた者は、この要項に基づく生涯スポーツ表彰者とみなす

## 東京都体育協会スポーツ優良団体賞

1. 加盟団体で組織的にスポーツ活動を実施しており、その活動が組織内活動にとどまらず、広く地域のスポーツ振興に寄与しているもの
2. 団体設立後5年以上経過し、年々スポーツ活動が向上していると真に認められる団体であること
3. 過去において生涯スポーツ優良団体（体育優良団体）として、東京都・東京都教育委員会または国の表彰を受けた団体は除く
4. 前項3にかかわらず、生涯スポーツ優良団体（体育優良団体）として表彰され、満15年を経過した団体は推薦する事ができる